

第 14 回西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会 議事要旨

日 時：2010 年 11 月 2 日（火） 午後 2 時～午後 4 時

場 所：西淀川区民ホール

出席者：近畿地方整備局、大阪国道事務所、阪神高速道路(株)

原告団：森脇、永野他 弁護団：津留崎、早川、村松

あおぞら財団：藤江

(1) 国土交通省からの資料説明 (国土交通省・阪神高速道路：西淀川区における環境対策、国道 2 号歌島橋交差点地下歩道の完成による整備効果とアンケート結果について、国道 2 号 歌島橋交差点・地下歩道における工事完成後の改善について、アンケート調査結果、国道 2 号歌島橋交差点・整備前後の交通量推移 (補足資料)、大阪市西淀川区の大気環境状況、国道 43 号、3 号神戸線および 5 号湾岸線のセンサス大型車道路別利用状況)

(2) 原告からの提案 (西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会資料)

(3) 被害者の訴え (岡崎さん、酒井さん)

ぜん息患者の苦痛や未認定患者の困難な現状を訴え、交通量・大型車混入率の改善や PM2.5 の削減、歌島橋交差点の横断歩道の再設置など西淀川の環境改善を要求。

(4) 環境基準への対応について

患者会の要請

- ・大気汚染に関する国交省の行政目標を示してほしい。
- ・出来島交差点の NO2 濃度は 0.056ppm と 0.04ppm から 0.06ppm のゾーンに入っており環境基準をクリアしているが、ぜん息患者にとっては不十分である。さらなる対策を行ってほしい。
- ・PM2.5 に関しては、環境基準を大きく超えている。どのような対策を行っていくのか示してほしい。

近畿地方整備局の返答

- ・行政目標は、環境基準で示されている 0.06ppm 以下として取り組んでいる。近年は 0.06 を下回っているが、道路沿道環境の改善については引き続き取り組んで行く。
- ・PM2.5 については、SPM と同様の対策を行っていく。環境ロードプライシング、湾岸線への大型車の誘導など総合的な対策を進めていきたい。

(5) 大型車対策について

患者会の要請

- ・患者会は大型車の削減を訴えてきた。環境ロードプライシングによる削減量では、大気汚染に影響を与えるほどの十分な効果を出していない。効果を検証し、さらなる拡充を行ってほしい。

近畿地方整備局の返答

- ・環境ロードプライシングにより、国道 43 号の大型車は約 2,000 台減少している。今後は対象車両の拡充を含め、引き続き、環境ロードプライシング試行の拡充を継続していく予定である。

(6) 歌島橋交差点の横断歩道再設置について

患者会の要請

- ・歌島橋交差点は、横断歩道を再設置して、スクランブル交差点、歩者分離信号などを検討してほしい。また、検討の結果を患者会に示し、どのようなメリット、デメリットがあるのかを示してほしい。

近畿地方整備局、大阪国道事務所の返答

- ・スクランブル交差点はどこでも適用できるわけではない。交差点の規模、交通量を見ながら検討する必要がある。歌島交差点は、自動車交通量、歩行者自転車の交通量も多い。よって、地下歩道が最善ということで整備した。
- ・歌島橋交差点のスクランブル交差点については、過去に検討したものがあるため、確認する。

(文責 あおぞら財団・谷内)